

# 岐阜県公報

## 目次

規則

岐阜県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則

(管財課)

一

訓令

岐阜県職員宿舍の貸付料算定に関する規程の一部を改正する訓令

(管財課)

二

## 規則

岐阜県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年二月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三号

岐阜県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則

岐阜県職員宿舍管理規則(昭和三十二年岐阜県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項ただし書中「東京都の特別区に存する地域(以下この項において「特別区」という。)、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十三号)第二条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)以下この項において「旧給与法」という。)(第十一条の第三第二項第一号に規定する甲地の地域(特別区を除く。以下この項において「旧甲地」という。))及び旧給与法第十一条の第三第二項第二号に規定する乙地の地域(以下この項において「旧乙地」という。))を「国家公務員宿舍法施行令(昭和三十三年政令第三百四十一号)以下「令」という。(別表一級地の項から三級地の項までに定める地域」に改め、同項の表を次のように改める。

令別表一級地の項に定める地域	宿舍の延べ面積	基準貸付料の額
五十五平方メートル未満		五百八十九円
五十五平方メートル以上七十平方メートル未満		七百五十円
七十平方メートル以上八十平方メートル未満		千五十八円

附 則  
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

令別表二級地の 項に定める地域	八十平方メートル以上 百平方メートル以上	千二百十二円 千四百十三円
	五十平方メートル未満	四百三十一円
令別表三級地の 項に定める地域	七十平方メートル以上 八十平方メートル以上 百平方メートル以上	五百二十九円 六百八十四円 八百十二円
	五十平方メートル未満	九百九十四円
令別表四級地の 項に定める地域	七十平方メートル以上 八十平方メートル以上 百平方メートル以上	三百八十八円 四百七十三円 五百七十二円
	五十平方メートル未満	六百九十四円
その他の地域	五十平方メートル以上 六十平方メートル以上 七十平方メートル以上 八十平方メートル以上 百平方メートル以上	八百五十九円 八百五十九円 八百五十九円 八百五十九円 八百五十九円
	五十平方メートル未満	三百五十八円

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第三号

庁 中 一 般  
各 現 地 機 関

岐阜県職員宿舍の貸付料算定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十七年二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員宿舍の貸付料算定に関する規程の一部を改正する訓令  
岐阜県職員宿舍の貸付料算定に関する規程（昭和四十九年岐阜県訓令甲第五号）の二  
部を次のように改正する。  
第二条第一項の表を次のように改める。

令別表二	木造					構造 在地域の 宿舎の所	年経 数過	金		額
	五年	十年	十五年	二十年	二十五年			五十平方 メートル 未満	五十平方 メートル 以上七 十平方 メートル 未満	
七十一円	七十三円	九十九円	百六十二円	百六十七円	百二十四円	百五十五円	百二十二円	百五十二円		
八十八円	九十円	百六十二円	百六十七円	百七十四円	百七十四円	百七十四円	百二十二円	百五十二円		
百二円	百五十七円	百六十七円	百七十四円	百八十二円	百八十二円	百八十二円	百二十二円	百五十二円		
百三十二円	百六十七円	百七十四円	百八十二円	百九十二円	百九十二円	百九十二円	百二十二円	百五十二円		
百五十二円	百八十二円	百九十二円	百九十二円	百九十二円	百九十二円	百九十二円	百二十二円	百五十二円		



トリン筋び造   クコ鉄鉄 造   クコ鉄及トリン筋骨																					
一級地					その他の地域										四級地						
年	二十年	十五年	十年	五年	年	三十年	年	二十年	十五年	十年	五年	年	三十年	年	二十年	十五年	十年	五年	年	三十年	
円百六十四	円百四十一	円百十五	六十四円	三十六円	円四	円三	円一	円二	円百	円百	円六	円四	円二	円二	円百	円百	円九	円四	円五	円四	
円二百三	円百七十五	円百四十一	七十九円	四十四円	円三	円八	円二	円二	円百	円百	円八	円三	円八	円五	円九	円百	円六	円三	円八		
円六	円二百三	円百六十五	九十二円	五十二円	円四	円八	円三	円三	円二	円八	円二	円五	円三	円九	円二	円二	円六	円三			
円四	円二百八	円百九十八	百九円	六十一円	円一	円四	円八	円七	円三	円二	円六	円四	円五	円七	円二	円四	円八	円四			
円四	円三百五十	円三百五十	円七	円百三十七	円五	円五	円六	円四	円二	円五	円九	円五	円五	円四	円三	円百	円一	円五			
三級地										二級地											
年	二十年	十五年	十年	五年	年	四十五年	四十年	年	三十五年	三十年	年	二十年	十五年	十年	五年	年	四十五年	四十年	年	三十五年	三十年
円百八十五	円百六十四	円百四十二	百十五円	六十五円	円二	円二	円二	円二	円二	円百	円百	円百	円百	円六	円三	円二	円二	円二	円二	円二	円百
円八	円二百三	円百七十五	円百四十一	七十九円	円三	円四	円八	円九	円七	円七	円百	円百	円百	円七	円四	円三	円四	円八	円九	円七	円七
円四	円二百六十	円二百三	円二百二	円百六十四	円一	円三	円三	円一	円二	円五	円六	円二	円百	円九	円五	円一	円三	円三	円一	円二	円五
円三	円二百八十	円二百四十	円百九十八	百九円	円六	円四	円九	円三	円一	円三	円五	円二	円百	円九	円五	円五	円四	円九	円一	円三	円三
円八	円三百九十	円三百五十	円三百五十	円百三十八	円一	円九	円四	円四	円六	円七	円四	円三	円七	円百	円七	円一	円九	円四	円六	円三	円七

										四級地					その他の地域					
年三十五	年三十	年二十五	年二十	年十五	年十	年五	年五十	年四十五	年四十	年三十五	年三十	年二十五	年二十	年十五	年十	年五	年五十	年四十五	年四十	年三十五
円二百十五	円二百二	円百八十三	円百六十一	円百三十二	円九十五	円四十八	円二百五十	円二百三十	円二百十七	円二百二	円百八十五	円百六十四	円百四十二	円百十五	円六十五	円三十六	円二百五十	円二百三十	円二百十八	円二百二
円二百六十	円二百四十	円二百二十	円百九十六	円百六十	円百十五	円五十七	円三百九	円二百八十	円九十九	円二百四十	円二百二十	円二百三	円百七十五	円百四十二	円八十	円四十五	円三百十二	円二百八十	円二百六十	円九十四
円二百九十	円二百七十	円二百五十	円二百十九	円百七十九	円百二十七	円六十一	円三百六十	円三百三十	円三百九	円二百九十	円二百六十	円二百三十	円二百三	円百六十四	円九十一	円五十一	円三百六十	円三百三十	円三百十三	円二百九十
円三百六十	円三百三十	円三百九	円二百七十	円二百二十	円百六十二	円八十三	円四百三十	円四百二	円三百七十	円三百五十	円三百十九	円二百八十	円二百四十	円百九十八	円百八	円六十	円四百三十	円四百二	円三百七十	円三百五十
円四百四十	円四百十二	円三百七十	円三百二十	円二百六十	円百八十八	円八十八	円五百四十	円四百九十	円四百七十	円四百三十	円三百九十	円三百五十	円三百五	円二百四十	円百三十七	円七十六	円五百四十	円四百九十	円四百七十	円四百三十

附 則  
この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

年四十	年四十五	年五十
円二百二十	円二百三十	円二百六十
円二百七十	円二百八十	円三百二十
円三百十四	円三百三十	円三百六十
円三百八十	円四百二	円四百四十
円四百七十	円四百九十	円五百四十

平成二十七年二月二十五日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社